

注意事項

◎延滞金の計算について

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、特例基準割合(租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%を加算した割合)に、年7.3%を加算した割合を乗じて計算します。

納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、特例基準割合に1%を加算した割合を乗じて計算します。なお、延滞金が1,000円未満の場合は納める必要はありません。また、延滞金が1,000円以上の場合でも100円未満の端数は切り捨てます。

ただし、修正申告・更正・決定の場合は、延滞金の計算方法が異なります。くわしくは担当課までお問い合わせください。

◎納める場所

銀行

足利銀行
りそな銀行
埼玉りそな銀行
群馬銀行
大東銀行
東邦銀行
栃木銀行
東日本銀行
山形銀行

信用金庫

鹿沼相互信用金庫
烏山信用金庫
栃木信用金庫

その他金融機関

中央労働金庫
横浜幸銀信用組合
ハナ信用組合
宇都宮農業協同組合

ゆうちょ銀行・郵便局

関東各都県及び山梨県内に限る。(ただし、納期限内に限る)

※その他、宇都宮市役所の各地区市民センター及び各出張所でも納付することができます。

◎お問い合わせ先について

市たばこ税に関するお問い合わせは、宇都宮市役所理財部 税制課たばこ税担当までお問い合わせください。

※金融機関名は令和6年4月1日現在

〒320-8540

栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市役所 理財部 税制課 たばこ税担当

TEL:028-632-2186(直通)